

第20回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月28日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第 3号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第3	議案第 4号	農地法第4条の規定による許可について
日程第4	議案第 5号	農地法第5条の規定による許可について
日程第5	議案第 6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第20回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により、議長において、7番 原口武実 委員、8番 宮本 明夫 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

2019年1月31日の第19回総会以降の業務で、報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

(1) 1月31日(木) 農地委員会

平成30年度大樹町の農地賃料情報の提供について

役場2階中会議室 農地委員 10名出席

(2) 2月6～7日 平成30年度南十勝農業委員等研修会

(水～木) ホテルグランテラス帯広 農業委員出席 1名欠席

(3) 2月15日(金) 平成30年度農業委員会会長・会長職務代理者・

事務局長研修

川西農業協同組合 会長・代理出席

(4) 2月18日(月) 農政委員会

農業委員会会議規則の改正について

2020年度農業施策及び予算に関する要望について

役場2階中会議室 農政委員 8名出席

(5) 2月20日(水) 平成30年度南十勝農業後継者担い手対策研修会

幕別町忠類コミュニティセンター 委員17名出席

(6) 2月25日(月) 現地調査 第3班

転用3件、農振7件

2. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書の提出 1法人

3. その他

交換分合事業アンケートの回答結果について

次の交換分合事業実施地区について、交換分合の未実施地区を対象にアンケート

を実施しました。参加希望者は、多い順に開進、振別、萌和、生花地区となっており、参加希望の割合では開進が48%、振別が53%、萌和が30%、生花が36%となっています。

アンケート結果を基に、交換分合事業の実施や実施地区について方向性を決め、実施する際には町長に予算について打診していきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。

今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は7件でございます。申請内容は、農用地への編入が5件と、農用地区域からの除外が2件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

暫時休憩します。

議長

再開致します。

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。

番号1番

土地の表示 (地番) 以下5筆

公簿地目 畑

面積 合計 54,214 m²

目的 現況農地であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)、(氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

1番については現況農地として活用されているため、農用地に編入する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第3号、番号1番について報告いたします。

金丸委員

現況農地として活用されており農用地に編入することに支障はないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、番号1番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号2番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号2番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 103,420㎡

目的 現況農地であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号3番

土地の表示 (地番) 以下3筆

公簿地目 畑

面積 合計7,844㎡

目的 現況農地であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号4番

土地の表示 (地番) 以下2筆

公簿地目 畑

面積 合計77,440㎡のうち62,688㎡

目的 現況農地であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号5番

土地の表示 (地番) 以下2筆

公簿地目 畑

面積 合計20,532㎡

目的 現況農地であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号6番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 48, 211 m²のうち994 m²

目的 農地所有適格法人住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号7番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 山林

面積 15, 390 m²

目的 砂利採取・堆積場であるため

事業計画者 (地区) (氏名)

農用地への編入 所有者 (氏名)

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

番号2番から5番については現況農地として活用されているため、農用地に編入する案件となります。

6番についてはこの後にあります農地法第4条の転用案件でも議案になっておりますが、農地所有適格法人の従業員住宅を建設するために大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められているもので、2月25日に転用と合わせて現地調査を行い、除外の要件を満たしていると考えられます。

7番については登記簿地目が山林であり、かつ現況も砂利採取場及び堆積場となっていることから大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外を求められているもので、現地調査を行い、除外の要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号2番から7番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第3号の2番から7番の案件について報告いたします。

金丸委員

番号2番から5番につきましては、現況農地として活用されており農用地に編入することに支障はないと班では判断しました。

番号6番につきましては、従業員住宅の建設の案件で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。現在従業員は拠点から離れた場所に住んでおり、冬場に大雪が降った際には除雪や送迎が必要になり農作業に支障が生じる事があると伺っております。申請地は拠点の近くであり、当該地に建設することで農作業の効率化や従

業員の利便性向上、住環境の改善等が図られると考えられます。

営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外についてはやむを得ないと班では判断しました。

番号7番につきましては、登記簿上は山林であり、現況も砂利採取場・堆積場となっており畑としては活用されていない状況です。

営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外についてはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、番号2番から7番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認め、番号2番から7番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。

日程第3、議案第4号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第4号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は2件でございます。内容は、農家従業員住宅の農地転用が1件、農業用施設の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第4号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農業振興地域整備計画 第1種農地

面積 48,211m²の内994m²

申請人 (地区) (氏名)

申請理由 従業員住宅の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

共同住宅	建築面積	187.82m ²	所要面積	431.20m ²
物置	建築面積	18.26m ²	所要面積	18.26m ²
浄化槽	建築面積	15.50m ²	所要面積	15.50m ²
通路・駐車場			所要面積	529.04m ²
			合計所要面積	994.00m ²

許可基準 農地法施行規則第38条及び第39条第1号

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

転用基準の立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、農用地からの除外の手続きをおこなっております。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000m²を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号2番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農業振興地域整備計画 農業用施設用地

面積 3,490m²の内2,989m²

申請人 (地区) (氏名)

申請理由 バンカーサイロの建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

バンカーサイロ	建築面積	1,660.80㎡	所要面積	1,660.80㎡
作業通路	建築面積	1,328.20㎡	所要面積	1,328.20㎡
			合計所要面積	2,989.00㎡

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

転用基準の立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第4号、番号1番と2番について報告いたします。

金曾委員

1番につきましては、内容については先ほどご説明した農用地からの除外の案件と同様となります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

2番につきましては、既存のバンカーサイロが手狭になったことから、新たにバンカーサイロを建設する案件となります。既存施設の配置や全体計画を考慮する他の代替地もなく営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原口 委員。

7番
原口委員 議案第4号の案件について、それぞれの工期を教えてください。

議長 事務局より説明いたします。

笹田係長 原口委員からの質問であります。番号1番の工期は許可の日から2019年10月31日まで、2番の工期は許可の日から2019年6月15日までと伺っております。

議長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第4号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第4、議案第5号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題いたします。
提案説明を求めます。

水津局長 議案第5号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、農業用施設の農地転用が1件でございます。
その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長 それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長 議案第5号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

利用権 使用貸借権

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農業振興地域整備計画 農業用施設用地

面積 48,211m²の内9,988m²

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

申請理由 バンカーサイロの建設

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から2019年10月31日

計画内容

バンカーサイロ	建築面積	1,728.00m ²	所要面積	1,728.00m ²
エプロン	建築面積	960.00m ²	所要面積	960.00m ²
通路・駐車場			所要面積	7,300.00m ²
			合計所要面積	9,988.00m ²

許可基準 農地法第5条第2項

現地調査 2019年2月25日 第3班 班長 金丸 栄省 委員

転用基準の区分ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、農業用施設用地へ用途の変更手続きを行っております。

許可理由は農地法第5条第2項の規定による転用となります。

チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000m²を超えることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番
金丸委員

飼料の保管場所が不足しており新たに拠点近くにバンカーサイロを建設する案件となります。農地以外の場所で拠点近くに代替地がなく、また農地でも(貸主)の経営地は農地中間管理事業を活用した農地が多く他に適切な代替地がありません。作業効率や既存施設の配置等を考慮すると申請地に建設するのが最も適切であると考えられます。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断

しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第5号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は2件でございます。内容は、新規の賃貸借が1件、更新の賃貸借1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農業振興地域整備計画 農用地

面積 35,608 m²

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

自作地 387,744 m²

借入地 555,198 m²

経営地合計 942,942 m²

利用目的 畑

借賃 年額70,000円

始期 2019年3月1日 終期 2025年9月30日 6年7か月

地区担当委員 富倉 浩之 委員

新規の賃貸の案件となります。

土地は(地番)となっておりますが、(貸付人)が(富倉委員担当地区)に住んでいたため、富倉 委員に地域調整を行っていただきました。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に、1番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。

富倉 浩之 委員より報告を求めます。

2番

議案第6号、1番について報告いたします。

富倉委員

(貸付人)から農用地利用集積の申し出があったことから、地域で借受希望者を募ったところ(借受人)が借り受けることに地域で決定しました。周辺農地の賃貸実例等を参考に賃料は年額70,000円で両者に提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第6号、番号1番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

議長

再開致します。

それでは、番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号2番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農業振興地域整備計画 農用地

面積 23,608㎡のうち20,000㎡

利用権 賃貸借権

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

借受人の経営面積

自作地 358,462㎡

借入地 117,280㎡

経営地合計 475,742㎡

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 2019年3月1日 終期 2024年2月29日 5年

賃貸の更新案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

番号2番については、更新のため調査報告を省略します。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第6号、番号2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。

議長

再開します。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、3月28日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第20回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成31年2月28日

会 長 鈴木正壽

委員(7番) 原口武実

委員(8番) 宮本明夫